

合併の効果

生活圏に応じた行政サービスが提供できます

利用可能な窓口の増加により、各種証明書の発行などの窓口サービスが、住居や勤務先の近くで利用できるようになります。
また、これまでより多くの公共施設が利用できるようになります。

行政サービスの高度化・多様化が図れます

福祉、保健、土木、建築などの分野で、今までは十分に確保できなかった専門職員の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能となります。

重点的な投資による基盤整備が推進できます

財政規模の拡大に伴って重点的な投資が可能となり、地域の中核となる質の高い施設の整備や、大規模な投資を必要とする事業の実施が可能となります。

広域的観点に立ったまちづくりが進みます

道路や公共施設の整備など効果的なまちづくりを実施したり、環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整・取り組みなどを必要とする課題に対し、有効な施策を展開することができます。
また、公共施設が効率的に配置され、狭い地域内で類似施設の重複がなくなります。

行財政の効率化で行政サービスの充実が図れます

総務・財政・企画などの管理部門の効率化が図られる一方、住民サービスを提供する部門に職員を重点的に配置し、組織を強化することができます。
また、市町村長、助役、収入役、議員のほか、各種委員などの総数も減少し、経費も節減されます。

地域のイメージアップが図れます

より大きな市の誕生は、地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要な事業やイベントの誘致などにより地域の活力を強化できます。
また、観光入込客のネットワークや地域ブランドの確立により、イメージアップの相乗効果が期待できます。

合併により心配されること

Q 役場（役所）の位置が遠くなって、不便になりませんか？

A 多くの場合、それまでの役場（役所）は、新市の支所や出張所として使われ、各種証明書の交付といった窓口サービスは、変わりなく受けられるように配慮されます。また、近い将来、ITの活用により、家にいながら申請などができるようになれば、距離は問題にならなくなります。

Q 住民の声が届きにくくなり、サービスが低下しませんか？

A 公聴会、行政モニター、アンケートといった手法だけでなく、ITを活用した意見募集などの手法もできます。また、管理部門の統合に伴い、住民サービスを提供する部門の職員を増やし、組織を強化することができます。

Q 中心部だけがよくなり、周辺地域が取り残されませんか？

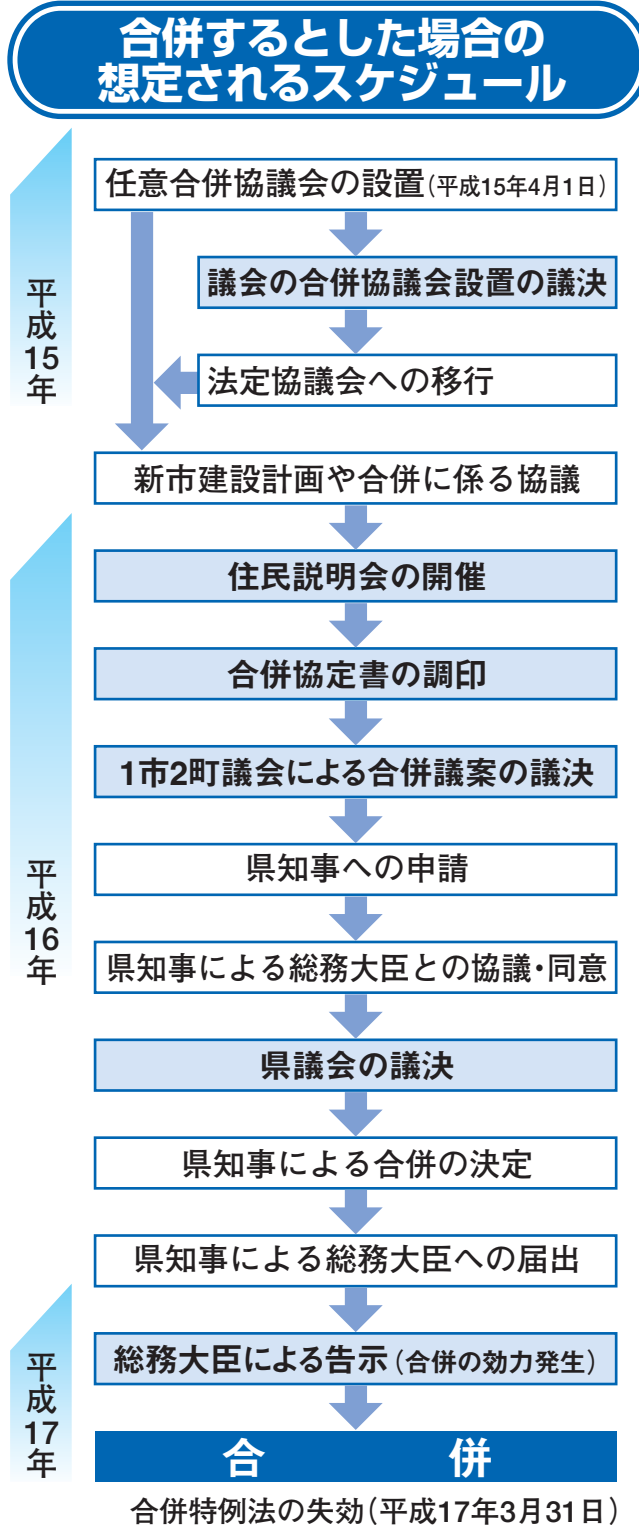
A 合併後のまちづくりは、合併協議会において作成される「新市建設計画」策定の際に、できるだけ住民のみなさんの声を反映させ、バランスのとれたまちづくりを進めていきます。さらに、合併後も旧行政区ごとに「地域審議会」を設置して、まちづくりをチェックすることもできます。

Q 地域の歴史、文化、伝統などが失われませんか？

A みなさん自分たちがお住まいの地域の歴史、文化、伝統にそれぞれ誇りや愛着をお持ちのことだと思います。これまでも明治・昭和の大合併を繰り返しながら受け継がれてきたのです。合併してもこうした歴史、文化、伝統を守りながら、それらを生かしたまちづくりを考えていくことが大切だと考えます。

合併協議会とは

合併協議会とは、地方自治法により、各議会の議決を経て設置されるものです。
合併協議会では、新しいまちの姿を示す新市建設計画の策定をはじめ、新市の名称や合併の期日など、合併に関する必要な事項を協議します。そして、その結果は住民説明会を通じて住民の皆様へ提示をし、意見を求めます。
つまり、合併協議会は合併の判断材料を提示する組織であるといえます。
ただし、1市2町が合併するには、最終的に各議会での議決が必要となります。
なお、今回1市2町で設置した協議会は任意の協議会です。今後は、合併に関して住民の皆様へ認識をさらに深めていただき、法定の協議会に移行していく予定です。



組 織

任意合併協議会

- 合併の是非を含めた合併に関する協議・合併の方式、合併の期日、新市の名称など25項目
- 新市建設計画にかかる協議

幹事会

- 合併協議会に提案する事項の協議・調整など
(1市2町の助役・合併担当部長による6名で構成)

小委員会

- 協議会から付託された事項について協議・調整
・新市建設計画策定小委員会
(助役3名、議会議員3名、学識経験者10名、計16名で構成)
- ・新市名称候補選定小委員会
(助役3名、議会議員3名、学識経験者3名、計9名で構成)

専門部会

- 行政分野ごとの専門的な調査・研究及び合併協議会に提案する原案づくりなど
(1市2町の課長等で構成)

事務局

- 合併協議会に提案する事項の協議・調整など
(1市2町の主幹・係長で構成)

分科会

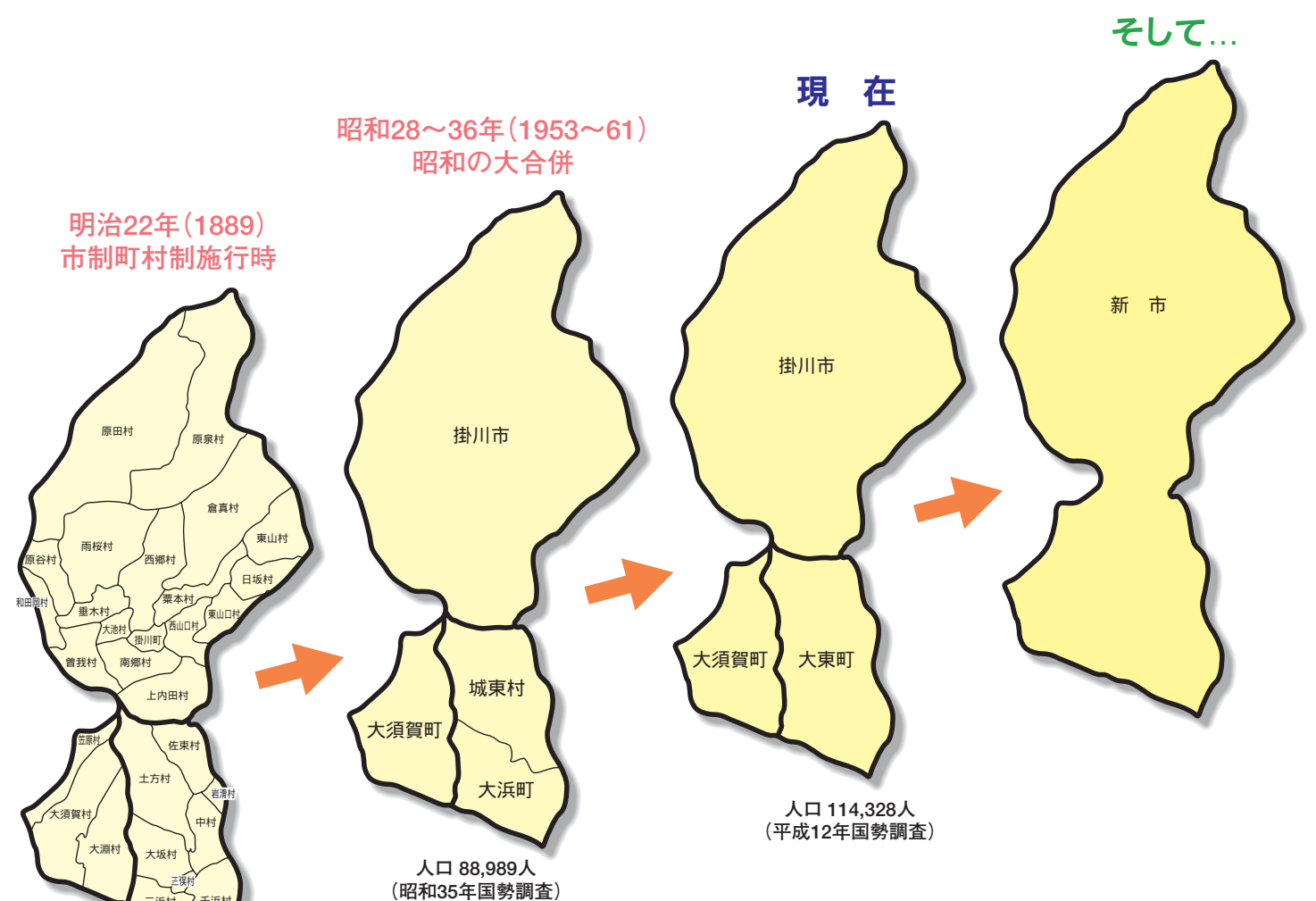
- 合併協議会に提案する事項の協議・調整など
(1市2町の主幹・係長で構成)

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会
〒436-8650 静岡県掛川市長谷701-1 (掛川市役所4階)
TEL (0537) 21-1211
FAX (0537) 21-1212
URL http://www.kdo-gappei.jp
E-mail info@kdo-gappei.jp

※このパンフレットは、森林保護のため再生紙を使用し、環境にやさしい大豆インキで印刷しています。

掛川市・大東町・大須賀町の新しいまちづくり 1市2町の融和と発展に向けて

明治・昭和の大合併から 平成の大合併へ



◆昔106、今3つ～時代とともに広がる市町村～

年	明治19年	明治22年 (市制町村制施行)	昭和の大合併 (S28～S36)	現在
掛川市 (昭和29年3月31日市制施行)	2宿3町74か村(79)	1町17か村	1市	1市
大東町 (昭和48年4月1日町制施行)	22か村(22)	8か村	1町1か村	1町
大須賀町(昭和31年6月1日町制施行)	1町4か村(5)	3か村	1町	1町
合 計	2宿4町100か村(106)	1町28か村	1市2町1か村	1市2町

※市制町村制施行(明治22年)の前後では、市町村の位置付けが異なります。

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

今、なぜ合併するのか

市町村の自立(地方分権)が求められています

地方分権は、私たちに身近な行政の権限をできる限り国から市町村に移し、地域の創意工夫による行政運営をするための取り組みです。明治維新、戦後の改革に続くものとも言われています。「自己決定」と「自己責任」において、自治体主導のアイデアでサービスの向上や行財政基盤の充実・強化したうでの独自のまちづくりが求められています。

日常の行動範囲が広がっています

交通・通信手段の著しい発達により、通勤・通学をはじめ、買い物やレジャーなどあらゆる面で、私たちの生活圏がますます拡大しています。例えば、通勤・通学による他市町村への流入人口は掛川市16,720人、大東町5,707人、大須賀町3,505人となっており、他市町村からの流入人口は掛川市16,089人、大東町6,488人、大須賀町3,330人となっています。
その結果、今までの市町村枠にとらわれない公共施設整備や土地利用など、広域的なまちづくりが求められています。

行政に求められるサービスが多様化しています

価値観の多様化、技術革新の進展などにもとない、私たちが求めるサービスも多様化し、高度化しています。さらに、医療・福祉・健康・安全・環境など、豊かで安心できる地域生活実現のための各種サービスに対する需要が急増しています。
これらに対応するため、専門的・高度な能力を有する職員の育成・確保が求められています。

国・地方の財政状況は厳しさを増しています

わが国の財政は、やりくりが大変なほど悪化を続けています。将来、時代を担う世代のためには、財政の健全化を図ることが何より急務です。
市町村においても、景気の低迷・企業の海外進出や少子高齢化などによる地方税収入の減少、国から交付される普通交付税の減額が予想される中、現在行っている行政サービスの水準の維持、向上は難しくなっていくと思われます。
これらの状況に的確に応えるためには、効率化などにより行財政基盤の強化を図る必要があります。

少子高齢化が一層深刻化しています

少子高齢化の進行は、人口の減少に伴う財政規模の縮小と高齢者の増加に伴う医療や福祉サービス需要の増大などにより市町村の行財政能力を低下させるとともに、少子化に伴う生産年齢人口の減少により地域産業の活力を失わせる結果を招きます。
この地域においても、平成12年国勢調査において65歳以上の方が全人口に占める割合(高齢化率)は18.4%でしたが、平成22年には20.6%、平成27年には23.2%になることが予想されています。
こうしたことから、少子高齢化によってもたらされる様々な地域課題に対応できる人材・財政及び施設基盤の充実が求められています。

以上に対応する最も効果的な方法として 市町村合併が考えられています。